

## 内部統制システムの基本方針

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 独立社外取締役を2名以上置き、取締役会の監督機能を強化する。
- (2) コーポレートガバナンスの取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置く。
- (3) 独立社外取締役及び独立社外監査役を構成員とする独立社外役員会議を設置して、当社のコーポレートガバナンスに関する事項等について議論し、課題や改善策等につき取締役会議長に報告する。
- (4) 副社長を委員長とするESG委員会は、ESG経営における事業活動を支えるためレスポンシブル・ケア活動を推進し、その活動を統括する。
- (5) 企業倫理・法令遵守に関しては、ESG委員会傘下のコンプライアンス部会が全社の計画の統括、進捗度の把握、遵守状況の確認、適切な相談・通報窓口の設営・維持等、必要な活動の推進・監査を統括する。
- (6) 全社横断的課題に対しては、ESG委員会傘下の地球環境部会・中央安全部会・製品安全部会等、特定の任務を持つ組織を設置し、計画の推進等を統括する。
- (7) コンプライアンスの観点から社内諸規程を整備し、教育研修、自己点検、監査等を通じて、当該諸規程の浸透や遵守の徹底を図る。
- (8) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不法・不当な要求に対しては、全社一体となった、毅然とした対応を徹底する。また、社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、反社会的勢力排除のための社内体制を整備、強化する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、内部統制部門が必要な監視活動を行う。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理については、各部門が、業務の遂行に際して、または関連して発生しそうなリスクを想定して適切な予防策を打ち、万一、リスクが発現した場合には、関連部門の支援も得ながら適切に対処することを基本とする。
- (2) 潜在的リスク発現に対する予防策については、倫理・法令遵守に関するものも含め、ESG委員会コンプライアンス部会が全社の計画の立案・推進を統括する。
- (3) リスクが発現した場合または発現するおそれが具体的に想定される場合には、適宜リスク対策委員会が当該部門と協働して対処する。
- (4) 上記3項目が、的確に実施されているかどうかについて定期的に点検を行い、体制の形骸化を回避するとともに、実効性を維持・改善していく。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、取締役の監督機能と業務執行機能を分離して、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
- (2) 日常の業務執行に関しては、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えて執行の機動性を確保するとともに、取締役が各部門を管掌あるいは担当して業務の執行を監督する。
- (3) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行う。
- (4) 重要事項は、決定基準表に基づく社内提案・決定手続に従って、経営審議会における審議を経て、取締役会で決議し、執行する。
- (5) 毎月部門長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、指定された部門長から事業計画及びその進捗状況について報告させる。
- (6) 独立社外役員会議において、取締役会のあり方及び運営方法等について議論し、取締役会の実効

性を高めていく。

#### 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内における意思決定や業務執行に関する情報は、法令及び社内諸規程に従って保存・管理する。

#### 5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 国内外の子会社の組織及び業務運営、並びにリスク管理については、「関係会社の組織作り及び運営のガイドライン」に則って行う。
- (2) 子会社においてコンプライアンス委員会の設置を推進し、E S G憲章や倫理行動基準等の社内諸規程の整備と周知・徹底のために、当社の所管部門や関連部門が必要なサポートを行う。さらに、当社のコンプライアンス部会において、子会社のコンプライアンスも含めた状況の確認を行う。
- (3) 国内子会社には監査役を置き、監査役が実効性のある監査を行うことができるよう当社の関連部門が必要な指導・支援を行う一方、国内外の子会社に対し、当社内部統制部門が実施する内部監査及び内部統制評価を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。
- (4) 国内子会社を対象にした報告会等を定期的で開催し、当社グループの経営方針等を伝達するとともに、各社長から経営方針や達成状況等について報告させる。また、海外子会社を含めたグローバル工場長会議で、工場の安全対策を共有する等、機能別業務効率の向上を図る。

#### 6. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等から報告を受けた者は、次の事項を当社の監査役に遅滞なく報告する。
  - ①当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
  - ②内部監査、内部統制評価の実施状況
  - ③コンプライアンス上の重要な事項
  - ④その他経営に関する重要な事項
- (2) 重要な決裁書類は監査役に回付する。
- (3) 当社は、上記(1)の報告をした者が当該報告をしたことを理由とした不利益を受けることがないよう配慮する。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を配置する。
- (2) 当該監査役補助者の選任・異動・評価については監査役の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 当該監査役補助者は、監査役の指揮・命令に従う。

#### 8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役との意見交換会を定期的実施する。
- (2) 監査役は、取締役等から業務執行状況について適宜聴取する。
- (3) 監査役は、取締役会、部門長会、経営審議会等重要な会議に出席する。
- (4) 監査役は、会計監査人から会計監査結果等、定期的に報告を受け、また意見交換会を実施して、連携を図る。
- (5) 監査役は、当社の本社・工場等及び子会社において業務執行及び財産管理の状況を適宜調査する。
- (6) 監査役は、必要に応じて、公認会計士・弁護士等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担する。